

厚生労働省との意見交換に係る質問事項  
(介護分野について)

現在、貴省との意見交換を行うべく調整を行っておりますが、その意見交換のため、以下のとおり質問をさせて頂きますので、事前に当方までご回答下さいようお願い申し上げます。

■ 生活保護受給者など生計困難者への介護保険サービスの提供について

- (1) 社会福祉法第2条第3項第8号(第2種社会福祉事業)に規定される生計困難者向けの無料・低額簡易住宅又は宿泊所その他の施設を、介護保険法上「居宅」と認めるかどうかについて、国の統一基準等ではなく、市町村が個別に判断しているものと理解してよろしいか。
- (2) 一部の自治体において、要介護又は要支援認定を受け、住所設定をしているにもかかわらず、上記(1)の施設に滞在しているために、介護保険の居宅サービスを受けられないケースがあるという実態について、貴省の見解如何。
- (3) また、上記(2)のケースにおいて、生活保護受給者であっても、介護扶助を受けられず、介護サービスに係る利用料が生活扶助などの保護費等から捻出されていることについて、貴省の見解如何。
- (4) 上記(1)の「居宅」認定に関して、自治体間で運用にばらつきがあり、判断の異なる複数の自治体において施設を運営している事業者からは、利用者間の不公平や、運営上の不都合などが指摘されている。この点について、貴省の見解如何。
- (5) 社会福祉法第2条第2項第1号(第1種社会福祉事業)に規定される生計困難者向けの無料・低額施設は、介護保険法上、例外なく「居宅」と認められていると理解してよろしいか。

(6) 介護保険法上、「居宅」認定に関して、上記(1)と上記(5)の施設の取扱いに差異があることの理由如何。

(7) 特別養護老人ホームや介護老人保健施設が満所であるために、上記(1)の施設等が介護を必要とする生計困難者の受け皿となっているが、生活保護受給者等、生計困難者の介護保険施設への入所に際し、優先受入等の配慮はなされているか。また、自宅に住む生活保護受給者は居宅サービスを受けられる一方で、住む家のない一部の生活保護受給者が同サービスを受けられないという実態について、公平な保護の観点からどのように考えられるか。

(8) 上記を踏まえ、国が一律の判断基準を設けること、あるいは自治体に対し何らかのガイドラインを示すことについて貴省の見解如何。

(9) 生活保護受給者については、原則「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」及び「従来型個室」(以下「個室等」。)の利用が認められないのは、多床室の利用に比べて、保護費で対応しなければならない利用者負担分が高いことによると理解してよろしいか。また、介護保険の被保険者以外の者は、居住費の全額を保護費で賄わなければならないため、個室利用が認められないと考えてよろしいか。

#### ■ 規制改革推進のための3か年計画(改定)への対応状況について

以下の項目につき、現在の対応状況をご教示願いたい。

##### III 11 ア 介護

- ⑤ 介護支援専門員(ケアマネジャー)に係る報酬の見直し【平成 20 年末までに結論】
- ⑥ 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションに係る報酬の見直し【平成 20 年末までに結論】
- ⑦ 指定事業所の基準の見直し【平成 20 年末までに結論】
- ⑧ 介護人材の養成と確保に係る対策の見直し
  - a 介護人材の養成に係る対策の見直し【平成 19 年度検討開始、平成 20 年結

論】

b 介護人材の確保に係る対策の見直し【平成 20 年度措置】

以上